

吾妻公園集客施設整備・管理運営事業

基本協定書(案)

令和 年 月

公園管理者 木更津市

認定計画提出者 代表者名

内容

第1章 総則	1
(目的)	1
(定義)	1
(事業遂行の指針)	2
(本事業の概要)	2
(事業日程)	3
(乙による資金調達)	3
(認定計画の変更)	3
(許認可及び届出等)	3
(本施設の整備に伴う各種調査)	4
(整備に伴う周辺の安全及び環境対策)	4
(関係事業者との連携)	4
第2章 公募対象公園施設の設計・整備	4
(公募対象公園施設の設計)	4
(甲による公募対象公園施設の設計の変更)	5
(施工計画書等)	5
(許可)	6
(第三者の使用)	6
(甲による説明要求及び立会い)	6
(甲による中間確認)	7
(乙による完了検査)	7
(甲による完了検査)	7
(甲による完了検査確認通知書の交付)	7
(工事期間の変更)	7
(工事の一時中止)	8
(工事の一時中止による費用等の負担)	8
(工事中に乙が第三者に与えた損害の取扱)	8
(工事開始及び完了時の甲に対する届出)	8
第3章 特定公園施設の設計・整備	8
(特定公園施設の設計)	8
(甲による設計の変更)	9
(施工計画書等)	9
(工事責任者の設置)	10
(建設工事)	10

(第三者の使用)	10
(甲による説明要求及び立会い)	11
(甲による中間確認)	11
(乙による完了検査)	11
(甲による完了検査)	11
(甲による完了検査確認通知書の交付)	11
(工事期間の変更)	12
(工事の一時中止)	12
(工事の一時中止による費用等の負担)	12
(工事中に乙が第三者に与えた損害の取扱)	12
(許可の取り消し等)	12
(工事開始及び完了時の甲に対する届出)	12
第4章 特定公園施設の引渡し.....	13
(所有権移転及び引渡しに伴う諸条件)	13
(瑕疵担保)	13
第5章 公募対象公園施設の管理運営.....	14
(公募対象公園施設の管理運営及び維持管理).....	14
(甲による中間評価)	15
(許可の取り消し等)	15
(変更許可申請及び廃止届).....	16
(継続許可の申請)	16
(改善命令)	16
(事業報告及び評価)	16
(使用料の納付)	17
(第三者の使用)	17
(災害時の対応)	18
(事業期間)	18
(原状回復)	18
(自己責任)	19
第6章 特定公園施設の維持管理.....	19
(特定公園施設の管理許可)	19
第7章 利便増進施設の設置及び管理.....	20
(設置及び管理)	20
第8章 不可抗力による損害等.....	20
(不可抗力による損害等)	20
(不可抗力による協定解除)	21

(法令等の変更)	21
(法令等の変更による損害等)	22
(法令等の変更による協定解除)	22
第9章 協定期間及び協定の解除	22
(協定期間)	22
(認定計画の有効期間)	23
(甲による解除権)	23
(乙による協定解除)	24
(認定計画の取り消し)	24
(解除に伴う措置)	24
(解除に伴う賠償等)	24
第10章 雑則	25
(協議)	25
(瑕疵担保)	25
(特許権等の使用)	26
(協定上の地位の譲渡)	26
(計算単位等)	27
(通知先等)	27
(準拠法)	28
(管轄裁判所)	28
(定めのない事項)	28

吾妻公園集客施設整備・管理運営事業 基本協定書(案)

吾妻公園管理者 木更津市(以下、「甲」という。)と認定計画提出者である〇〇〇(以下、「乙」という。)とは、吾妻公園集客施設整備・管理運営事業の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり基本協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

第1章 総則

(目的)

第1条 本協定は、都市公園法(昭和31年法律第79号)(以下、「法」という。)及び木更津市都市公園条例(昭和41年条例第4号)(以下、「条例」という。)並びに関係法令等の定めるところに従い、「吾妻公園集客施設整備・管理運営事業公募設置等指針」(以下、「設置等指針」という。)を受けて、乙が提案した「吾妻公園集客施設整備・管理運営事業 公募設置等計画」(以下、「公募設置等計画」という。)に基づき、甲及び乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会計年度

毎年4月1日に開始し、翌年3月末日に終了する木更津市の会計年度をいう。

(2) 設置等指針

甲が公表した公募設置等指針、様式集、添付資料及び質問回答書をいう。

(3) 認定計画

乙が設置等指針に基づき、甲に提出し認定された公募設置等計画をいう。

(4) 公募対象公園施設

認定計画に基づき、乙が設置・所有して管理運営する法第5条の2第1項に規定する公園施設をいう。

(5) 特定公園施設

認定計画に基づき、乙が設置して管理運営する法第5条の2第2項第5号に規定する公園施設をいう。

(6) 設計図書

公募対象公園施設及び特定公園施設に係る設計図及び特記仕様書をいう。

(7) 設置管理許可

甲が、法第5条の規定に基づき、乙に対し、事業区域内で公募対象公園施設を設置し管理することを認め、与える許可をいう。

(8) 設置管理許可使用料

設置管理許可に関連して、条例第10条に基づき徴収される使用料をいう。

(9) 管理許可

甲が、法第5条の規定に基づき、乙に対し、事業区域内の特定公園施設を管理することを認め、与える許可をいう。

(10) 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さない事由をいう。

(事業遂行の指針)

第3条 甲及び乙は、本協定上の義務の履行にあたっては、本協定の各規定、設置等指針及び公募設置等計画並びに日本国の法令(関連する法令、条例等)を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって、信義に従い誠実に遂行及び履行しなければならない。

2 本協定、設置等指針、公募設置等計画において、齟齬又は矛盾がある場合には、本協定、設置等指針、公募設置等計画の順で優先的な効力を有する。ただし、公募設置等計画の内容が設置等指針に定める水準を超える場合には、その限りにおいて公募設置等計画が設置等指針に優先する。

3 設置等指針等の各書類で疑義が生じた場合は、甲及び乙の間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

(本事業の概要)

第4条 乙は、整備対象区域内において、次の各号の業務について、本協定締結後、本協定に定めるもののほか、必要に応じて甲及び各関係機関等との協議を経て内容を確定し、本業務を履行する。

(1) 公募対象公園施設の整備(設計含む)、維持管理、運営業務。

(2) 特定公園施設の整備(設計含む)業務。

(3) 利便増進施設の整備(設計含む)、維持管理、運営業務。

ただし、計画にある(本協定の変更により定めた場合を含む)場合に限る。

2 乙は、前項の業務を行うにあたり、当該業務に着手する前に、次の各号に定める手続き等を行わなければならない。

(1) 公募対象公園施設の整備(設計含む)、維持管理、運営業務。

設置管理許可の取得及び設計図書、施工計画書、工事工程表の承諾

(2) 特定公園施設の整備(設計含む)業務。

設計図書、施工計画書、工事工程表の承諾及び譲渡契約の締結

(3) 利便増進施設の整備(設計含む)、維持管理、運営業務。

占用許可の取得及び設計図書、施工計画書、工事工程表の承諾

ただし、計画にある(本協定の変更により定めた場合を含む)場合に限る。

3 乙は、吾妻公園全体の魅力向上を目的として、公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設を含めた事業計画全体を統括し、各施設が連携して相乗効果を生み出すよう運営を行わなければならない。

(乙の役割分担等) ※認定計画提出者が複数事業者で構成される場合の事業者間の役割分担を規定

第5条 本事業の実施に際し、乙は、次のとおり分担して実施するものとする。

(事業日程)

第6条 本事業は、次の日程に従って実施することとする。

- (1) 公募対象公園施設完成予定日：令和10年●月●日
- (2) 特定公園施設完成予定日：令和10年●月●日
- (3) 供用開始予定日：令和11年●月●日
- (4) 公募対象公園施設管理運営業務開始予定日：令和11年●月●日

(乙による資金調達)

第7条 本事業の実施に関し、乙が必要とする資金調達は全て乙の責任において行い、本業務の実施に関する一切の費用は、本協定で特段の規定がある場合を除き、全て乙が負担する。

2 前項の規定に関わらず、本事業の実施自体に基づく近隣住民の反対運動、訴訟、要望及び苦情等(以下、「反対運動等」という。)への対応に関する費用は甲の負担とし、それ以外の事由に基づく反対運動等に関する費用は乙の負担とする。

(認定計画の変更)

第8条 乙は、認定計画を変更する必要がある場合、甲に変更の認定の申請を行い、甲の認定を受けなければならない。

2 甲は、前項の変更の認定の申請があったときは、設置等指針の内容に合致していると認める場合、その認定をするものとする。

(許認可及び届出等)

第9条 本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可及び届出(以下、「許認可等」という。)は、本協定で別段の定めがある場合を除き、乙がその責任及び費用負担において取得、維持又は提出しなければならない。ただし、法令、本協定又はその他の合意により、甲が取得、維持すべきとされる許認可及び提出すべきとされる届出はこの限りでない。

2 乙は、前項の許認可等の取得及び提出に際しては、甲に事前説明及び事後報告を行う。

- 3 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による許認可等の取得、維持及び提出に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 乙は、甲からの要請がある場合は、甲による許認可等の取得、維持及び提出に必要な資料の提供その他について協力する。
- 5 乙は、乙が取得すべき許認可等の取得又は提出の遅延により、甲に損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、法令変更又は不可抗力により遅延した場合は、第8章の規定に従い、甲の責めに帰すべき場合は、甲が当該増加費用又は当該損害を負担する。

(本施設の整備に伴う各種調査)

- 第10条 本事業の整備工事に伴う測量や地質調査等の各種調査や法令等に基づく手続きについては、乙の責任及び費用負担により実施することとする。
- 2 乙は、前項の調査を行う場合においては、調査の概要を、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

(整備に伴う周辺の安全及び環境対策)

- 第11条 本事業の実施に伴う、周辺の安全・環境対策については、乙の責任及び費用負担により実施するものとする。なお、工事期間中の公園利用者への安全対策についても同様とする。また、建設工事公衆災害防止対策要綱等を参考にして、常に工事の安全に留意し、災害の防止を図らなければならない。

(関係事業者との連携)

- 第12条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、甲が要求する場合、公園内及び周辺施設の関係事業者との調整を実施するものとする。この場合、甲は、乙の調整が円滑に進むよう協力するものとする。

(保険)

- 第13条 乙は、自己の責任及び費用負担により、保険契約を締結しなければならない。乙は、当該保険の締結後、速やかに当該保険の証券又はこれに代わるものとして甲が認めたものを甲に提示の上、写しを提出しなければならない。

第2章 公募対象公園施設の設計・整備

(公募対象公園施設の設計)

- 第14条 乙は、本協定締結日以降、速やかに公募対象公園施設の設置に係る設計業務に着手

しなければならない。

- 2 乙は、設置等指針及び公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、乙の責任及び費用負担において、設計業務を行わなければならない。また、設計に関する追加費用が発生した場合には、乙が負担するものとする。なお、設計業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
- 3 甲は、公募対象公園施設の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。
- 4 乙は、第1項に定める設計業務の内容を変更する場合、変更後の内容を記載した書類を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
- 5 甲は乙から提出された設計図書が適当であると認められたときは、承諾するものとする。

(甲による公募対象公園施設の設計の変更)

第15条 甲は、第14条第2項の設計図書について確認し、変更及び修正すべき点がある場合には、公募設置等計画の範囲に限り変更及び修正を指示することができる。

(施工計画書等)

第16条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、施工計画書を遵守し、公募対象公園施設の整備工事にあたらなければならない。
- 3 乙は、施工計画書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。また、甲がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。
 - (1) 工事概要
 - (2) 計画工程表(全期間工程表の他、着工後は甲の請求に応じて週間工程表の提出)
 - (3) 現場組織表
 - (4) 指定機械
 - (5) 主要船舶・機械
 - (6) 主要資材
 - (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。)
 - (8) 施工管理計画
 - (9) 安全管理
 - (10) 緊急時の体制及び対応
 - (11) 交通管理
 - (12) 環境対策
 - (13) 現場作業環境の整備
 - (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - (15) その他

4 乙は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を甲に提出しなければならない。

(工事責任者の設置)

第 17 条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を定め、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(許可)

第 18 条 乙は、公募対象公園施設の工事着手日の 2 週間前までに、法に基づく公募対象公園施設の設置及び管理運営に係る許可の申請書を甲に提出し、甲の許可を得なければならない。

2 甲は、前項に基づき提出された公募対象公園施設の設置管理許可に係る申請書を審査し、公募対象公園施設が法第 5 条第 2 項の要件を満たし、当該申請書に記載された事項が法第 5 条第 1 項及び条例第 8 条に定める記載事項に合致し、かつ、事業計画の内容が設置等指針の内容に合致している場合、これを許可する。

3 乙は、前項の許可後、公募対象公園施設の設置工事の着工前に、当該工事の着手日、完了予定日及び供用開始予定日を定めた工事工程を書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

4 乙は、やむを得ない事情により、前項に定める工事工程の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

5 本条の許可の期間は、許可の日から 10 年以内とする。

(第三者の使用)

第 19 条 乙は、公募対象公園施設の設置工事にあたって第三者(協力者を含む。)を使用する場合、事前に書面により甲に届け出るものとする。

2 前項に基づく第三者の使用は、全て乙の責任において行うものとし、公募対象公園施設の設置工事に関して乙が使用する第三者の責に帰すべき事由は、全て乙の責に帰すべき事由とみなすものとする。

(甲による説明要求及び立会い)

第 20 条 甲は、公募対象公園施設の整備状況その他甲が必要とする事項について、随時、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが

判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(甲による中間確認)

第 21 条 甲は、公募対象公園施設の工事内容が事業計画と齟齬がないかなど、施工状況の中間確認を行うことができるものとし、齟齬が生じていた場合は、乙に対して、公募対象公園施設の補修又は改修を要求することができ、乙は、かかる要求に応じ、公募対象公園施設の補修又は改修工事を実施するものとする。なお、当該補修又は改修工事に必要な費用は乙の負担とする。

(乙による完了検査)

第 22 条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の完了検査を行うものとする。

乙は、公募対象公園施設の完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定に従い行う完了検査に立ち会うことができる。

3 乙は、甲に対して完了検査の結果を、速やかに報告するものとする。

(甲による完了検査)

第 23 条 甲は、乙から前条第 3 項に規定する報告を受けた場合、14 日以内に公募対象公園施設の設置工事の完了検査を実施することができる。

2 完了検査の結果、公募対象公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施することができるものとする。

(甲による完了検査確認通知書の交付)

第 24 条 甲は、前条による完了検査の結果を、完了検査確認通知書により乙に通知するものとする。

(工事期間の変更)

第 25 条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第 26 条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間及び供用開始予定日を変更することができる。

(工事の一時中止による費用等の負担)

第 27 条 甲は、前条の規定により整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、乙が整備工事の続行に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。ただし、乙の資金不足、資材不足、人材不足、許認可取得の遅延、その他乙の責に帰すべき事由に該当する場合は、この限りではない。

(工事中に乙が第三者に与えた損害の取扱)

第 28 条 乙が公募対象公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

(工事開始及び完了時の甲に対する届出)

第 29 条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着工前に、工事着工届を甲に提出しなければならない。

2 乙は、公募対象公園施設の整備工事を完成したときは、速やかに工事完了届を甲に提出しなければならない。

第3章 特定公園施設の設計・整備

(特定公園施設の設計)

第 30 条 乙は、本協定締結日以降、速やかに特定公園施設の設置に係る設計業務に着手しなければならない。

2 乙は、設置等指針及び認定計画に基づき、関係法令等を遵守し、乙の責任及び費用負担において設計業務を行わなければならない。また、設計業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。なお、設計に関する追加費用が発生した場合には、乙が負担するも

のとする。

- 3 甲は、特定公園施設の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。
- 4 乙は、第1項に定める設計業務の内容を変更する場合、変更後の内容を記載した書類を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
- 5 甲は、乙から提出された設計図書が適当であると認められるときは、承諾するものとする。

(甲による設計の変更)

- 第31条 甲は、前条第2項の設計図書について確認し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。
- 2 乙は前項の規定により設計図書を変更する場合において、乙に増加費用が生じたときは甲が負担するものとする。ただし、当該変更が乙の作成した設計図書等の不備若しくは瑕疵による場合又は乙の調査の誤り若しくは不足による場合は、乙が当該費用を負担するものとする。

(施工計画書等)

- 第32条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、施工計画書を遵守し、特定公園施設の整備工事にあたらなければならない。
- 3 乙は、施工計画書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。また、甲がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。
- (1) 工事概要
 - (2) 計画工程表(全期間工程表の他、着工後は甲の請求に応じて週間工程表の提出)
 - (3) 現場組織表
 - (4) 指定機械
 - (5) 主要船舶・機械
 - (6) 主要資材
 - (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。)
 - (8) 施工管理計画
 - (9) 安全管理
 - (10) 緊急時の体制及び対応
 - (11) 交通管理
 - (12) 環境対策
 - (13) 現場作業環境の整備
 - (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - (15) その他
- 4 乙は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に

変更に関する事項について、変更施工計画書を甲に提出しなければならない。

(工事責任者の設置)

第 33 条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を定め、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(建設工事)

第 34 条 乙は、設計図書等及び第 32 条に規定する施工計画書等に従って、特定公園施設の建設工事を行なうものとする。また、その建設工事にあたっては、工区を分けるなど公園の利用に配慮するものとする。

- 2 乙は、特定公園施設の整備にあたっては、千葉県土木工事共通仕様書の基準に準拠するものとする。
- 3 乙は、特定公園施設の建設工事の着手後、必要があると認められる場合には、甲の承諾を得たうえで設計図書等を変更することができる。
- 4 乙は、特定公園施設の建設工事着手までに、特定公園施設に係る占用許可申請書及び使用料減免申請書(甲が指定する書式による)を提出して甲の許可を得るものとする。
- 5 占用許可申請書には、第 30 条第 2 項に規定する設計図書等及び第 32 条に規定する施工計画書、週間工程表等を添付しなければならない。甲は、当該資料等を審査し、認定計画に合致していれば、許可条件を付し許可を与えるものとする。
- 6 第 4 項に基づく占用許可に係る使用料は、免除とする。
- 7 第 4 項の占用許可の期間は、特定公園施設の建設工事に要する合理的な期間とする。

(第三者の使用)

第 35 条 乙は、特定公園施設の設置工事にあたって第三者(協力者を含む。)を使用する場合、事前に書面により甲に届け出るものとする。

- 2 甲は、乙に対して、施工体制台帳及び乙と工事を実施する者との業務委託契約書又は工事請負契約書の写しの提出並びに施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。
- 3 第 1 項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の設置工事に関して乙が使用する第三者の責に帰すべき事由は、全て乙の責に帰すべき事由とみなし、設置工事に関する甲との取り交わしについては、乙が窓口となるものとする。

(甲による説明要求及び立会い)

第 36 条 甲は、特定公園施設の整備状況その他甲が必要とする事項について、随時、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(甲による中間確認)

第 37 条 甲は、特定公園施設の工事内容が施工計画等と齟齬がないかなど、施工状況の中間確認を行うことができるものとし、齟齬が生じていた場合は、乙に対して、特定公園施設の補修又は改修を要求することができ、乙は、かかる要求に応じ、特定公園施設の補修又は改修工事を実施するものとする。

なお、当該補修又は改修工事に必要な費用は乙の負担とする。

(乙による完了検査)

第 38 条 乙は、自己の責任及び費用において、特定公園施設の完了検査を行うものとする。乙は、特定公園施設の完了検査の日程を、7 日前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定に従い行う完了検査に立ち会うことができる。

3 乙は、甲に対して完了検査の結果を、特定公園施設の工事完了日までに報告するものとする。

(甲による完了検査)

第 39 条 甲は、乙から前条第 3 項に規定する報告を受けた場合、14 日以内に特定公園施設の建設工事の完了検査を実施するものとする。

2 完了検査の結果、特定公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

(甲による完了検査確認通知書の交付)

第 40 条 甲は、前条による完了検査の結果を、完了検査確認通知書により乙に通知するものとする。

(工事期間の変更)

第 41 条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第 42 条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間及び供用開始予定日を変更することができる。

(工事の一時中止による費用等の負担)

第 43 条 甲は、前条の規定により整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、乙が整備工事の続行に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。ただし、乙の資金不足、資材不足、人材不足、許認可取得の遅延、その他乙の責に帰すべき事由に該当する場合は、この限りではない。

(工事中に乙が第三者に与えた損害の取扱)

第 44 条 乙が特定公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

(許可の取り消し等)

第 45 条 甲において、特定公園施設の設置業務の水準が、設置等指針及び公募設置等計画の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもかかわらず、当該業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は第 34 条第 4 項に規定する許可を取り消すことができるものとする。

(工事開始及び完了時の甲に対する届出)

第 46 条 乙は、特定公園施設の整備工事着工前に、工事着工届を甲に提出しなければならない。

2 乙は、特定公園施設の整備工事を完成したときは、速やかに工事完成届を甲に提出しなければならない。

第4章 特定公園施設の引渡し

(所有権移転及び引渡しに伴う諸条件)

第 47 条 甲と乙は、特定公園施設の譲渡について、別途、特定公園施設譲渡契約を締結するものとする。

(引渡予定日の変更又は引渡の遅延)

第 48 条 甲における事務手続きの懈怠等、甲の責に帰すべき事由により特定公園施設の引渡予定日に変更され、又は乙が特定公園施設の引渡予定日に引渡しを行うことができなかった場合、乙は、甲に対し、その変更又は遅延により生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の賠償を請求することができる。ただし、乙は甲に対し、逸失利益など消極損害の賠償請求はできないものとし、当該増加費用又は損害について、乙が保険、保証、補償金等を受領した場合には、甲は乙にその内容等について開示を求めることができ、当該、保険、保証、補償金等の額は甲が負担すべき額から控除されるものとする。

2 前項の場合、甲は乙に対して事業計画の変更案を提示して事業変更計画の作成及び提出を求めることができ、乙は速やかにこれを作成して甲に提出するものとする。

3 乙から前項の事業変更計画の提出があった場合、甲は、当該事業変更計画に基づく実行計画の内容について確認し、必要に応じて乙と対応方針について協議するものとし、その結果事業変更計画の内容が合理的ではないと判断した場合、乙は速やかに事業変更計画を修正した上で再提出しなければならない。

4 不可抗力又は法令等の変更、その他甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由により特定公園施設の引渡予定日に変更され、又は乙が特定公園施設の引渡予定日に引渡しを行うことができなかった場合、その変更又は遅延により生じた合理的な範囲の増加費用及び損害は、乙が負担する。ただし、増加費用及び損害が木更津市建設工事請負契約約款第 25 条又は同約款第 29 条に定める事由に該当する場合は、同約款の規定を準用し、乙は甲に増加費用を請求することができる。このとき、同約款において「請負契約締結の日」とあるのは「特定公園施設譲渡契約締結の日」に読み替えるものとする。

(瑕疵担保)

第 49 条 甲は、工事目的物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、損害の賠償のみを請求すること

ができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 3 甲は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失し、又は毀損したときは、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を認識した日から6ヶ月以内に第1項の請求をしなければならない。

第5章 公募対象公園施設の管理運営

(公募対象公園施設の管理運営及び維持管理)

第50条 乙は、公募対象公園施設の供用開始日の1ヶ月前までに、また2年目以降は前事業年度の2月末日までに、次の事項を記載した公募対象公園施設管理運営計画書を提出しなければならない。

- (1) 運営計画
 - ① 運営方針
 - ② 運営形態
 - ③ 安全対策(防火・防犯・防災など)
 - ④ 環境対策(騒音・振動対策など)
- (2) 年間維持管理計画
 - ① 維持管理方針
 - ② 清掃など美観の保持
 - ③ 建築物、設備等保守、消防点検等
 - ④ 巡視、点検
 - ⑤ 警備、巡回(不法・迷惑行為・苦情要望への対応等)
- (3) 広報・宣伝計画
 - ① 広報・宣伝活動方針
 - ② 広報・宣伝活動形態及び体制
- (4) 緊急時の体制及び対応
- (5) 職員配置計画
- (6) 資金調達計画及び収支計画
- (7) その他、良好な管理運営に関すること
- (8) 事業内容の報告(2年目以降のみ)
 - ① (1)～(7)に関する実施状況
 - ② 認定計画に応じて記載
 - ③ 例)地元企業との連携状況

④ 例) 事業コンセプトに関する取組状況

- 2 乙は第 18 条第 2 項に基づく設置許可の際に付された許可条件、管理運営計画書に基づき、適切に管理運営及び維持管理を行わなければならない。
- 3 公募対象公園施設の管理に関する利用者及び地域住民からの要望、問い合わせ、苦情への対応は、乙の責任において行う。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じた要望、問い合わせ、苦情への対応は、甲が対応するものとし、乙はこれに協力する。
- 4 乙は、本事業の管理にあたり取得した個人情報法令に従って厳重に管理するとともに、本事業の目的以外に利用してはならず、万が一漏洩、紛失した場合には乙の費用負担と責任により適切な対応及び損害賠償を行うものとする。

(甲による中間評価)

第 51 条 甲は、前条第 1 項に定めた公募対象公園施設管理運営計画書に基づき、公募対象公園施設の維持管理及び管理運営状況について、毎会計年度の中間において、次の各号に掲げる事項につき、中間評価を実施することができる。

- (1) 事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に則した事業内容が展開されているか。
 - (2) 公募対象公園施設の維持管理の不備がないか。
- 2 前項に規定する中間評価の結果、内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければいけない。

(許可の取り消し等)

第 52 条 甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合においては、法の定めるところに従い、第 18 条第 2 項に規定する許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更することができるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が生じた損失に伴う補償については、法その他の関係法令の規定に従うものとする。
- 3 甲は、乙が都市公園関係法令又は許可条件に違反した場合には、第 18 条第 2 項に規定する許可を取り消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲はその補償を行わないものとする。
- 4 甲において、公募対象公園施設の管理運営業務の水準が、設置等指針及び公募設置等計画の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもかかわらず、当該業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は第 18 条第 2 項に規定する許可を取り消すことができるものとする。

(変更許可申請及び廃止届)

- 第 53 条 乙は、第 18 条第 2 項の規定による許可に係る申請書に定める内容に変更が生じた場合、甲と協議し、必要に応じて当該事項を記載した申請書をもって再度申請し、甲の変更許可を受けなければならない。
- 2 乙は前項に基づく変更の結果、認定計画に規定する事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、第 8 条第 1 項に基づき認定計画を変更したのち、管理運営計画を変更し、管理を行うものとする。
- 3 乙は、第 18 条第 2 項の規定による許可を受けた施設を廃止した場合には、条例第 15 条の規定に基づき、速やかに甲に届け出なければならない。

(継続許可の申請)

- 第 54 条 乙は、第 18 条第 2 項の規定による許可の更新を希望するときは、許可期間満了の 1 年前までに、文書により甲に対し意向を表明することとし、甲は、第 56 条第 3 項に定める事業評価等により、乙の管理運営または維持管理が本協定の趣旨に合致していると判断した場合は、これを認めることができるものとする。この場合、乙は、許可期間満了の 6 ヶ月前までに再度許可申請を行い、許可を受けることができるものとする。
- 2 前項による許可の期間は、10 年以内とする。
- 3 乙は、法その他法令等の規定やその変更により甲が許可を更新しない場合、または第 56 条第 3 項に定める事業評価等により支障があると判断し甲が許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することができない。

(改善命令)

- 第 55 条 甲は、第 56 条第 2 項に基づく事業報告により、乙の管理運営業務の水準が、設置等指針等の水準に達していないと判断した場合、乙に対し、必要な改善措置を講じるよう通知又は改善命令を行うことができる。

(事業報告及び評価)

- 第 56 条 乙は、第 50 条第 2 項に定めた公募対象公園施設管理運営計画書及び第 63 条第 3 項に定める特定公園施設維持管理計画書を会計年度ごとに作成して、前年度の 2 月末日までに、甲へ提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に基づく管理運営・維持管理状況を記載した事業報告書を会計年度ごとに作成して、毎会計年度終了後 40 日以内に甲へ提出しなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定する。
- 3 甲は、事業報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。

- (1) 事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に則した事業内容が展開されていたか。
- (2) 公募対象公園施設の維持管理の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
- (3) 公募対象公園施設及び特定公園施設(管理運営区域に限る)の維持管理が適切に行われていたか。

(使用料の納付)

第 57 条 乙は、公募対象公園施設の対象面積に応じ、甲の指定する方法により、甲の指定する期日までに、設置管理許可使用料を甲へ支払うものとする。

- 2 設置管理許可使用料の対象範囲の特定に係る判断は、甲が行う。
- 3 設置管理許可使用料は、公募設置等計画の提案額に基づき、1 m²あたり年●,●●●円とする。
- 4 条例の改正等により、甲は、第 3 項の設置管理許可使用料の単価を改定することができる。
- 5 前項により、設置管理許可使用料の単価を改定する場合、甲は乙に対して書面により通知する。
- 6 条例の改正等以外の例外事由により、第 3 項の設置管理許可使用料の単価を改定する場合、甲乙協議の上これを改定することができるものとする。
- 7 乙による設置管理許可使用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

(第三者の使用)

第 58 条 乙は、公募対象公園施設の全部又は一部を第三者(協力者を含む。)に賃貸又は使用させようとするときは、事前に当該第三者の概要及びその他甲が要求した内容を記載した書面を甲に提出のうえ、甲の承認を得るものとする。

- 2 乙は、公募対象公園施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は法律等に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者に使用させてはならない。
- 3 乙は、別に定めのない限り、公募対象公園施設の管理期間終了日までに公募対象公園施設に関する第三者との建物賃貸借契約等を終了させ、全ての入居者を退去させるものとする。この場合において、退去に要する費用(入居者への補償も含む。)は全て乙の負担とし、乙及び第三者は、甲に対して留置権を行使せず、必要費若しくは有益費償還請求、立退料、その他一切の請求を行わないものとする。
- 4 乙は、第三者が公募対象公園施設を転貸する場合(更に順次転貸する場合等も含む。)においても、自ら第三者に賃貸又は使用させる場合と同様の義務を当該第三者等に遵守させるものとし、転貸に関して当該第三者が甲に対して負うべき責任については、乙が甲に対し直接責任を

負うものとする。

(災害時の対応)

- 第 59 条 乙は、本事業の実施にあたり、事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、本公園や周辺におけるイベント開催時など、来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、甲に協力するものとする。
- 3 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生の特責の如何に関わらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 甲は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

(事業期間)

- 第 60 条 本協定の有効期間(以下、「事業期間」という。)は、第 18 第 2 項の許可日から 20 年間を限度とし、第 61 条に定める原状回復が完了するまでとする。
- 2 前項の事業期間の終了日は、次に定める場合、甲が定め、別途乙に通知するものとする。
- (1) 設置許可及び管理許可が取り消された場合
 - (2) 設置許可及び管理許可を更新しない場合
 - (3) 事業を途中で中止する場合

(原状回復)

- 第 61 条 乙は、公募対象公園施設の営業終了日又は本協定の解除日から6カ月以内に、事業区域及び乙の責めにより汚損もしくは破損した部分を原状に回復の上、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。ただし、事業期間の満了日又は本協定の解除日から6カ月以内の甲が指定する期日までに、本事業の終了後に新たに事業を実施する事業者(以下、「新たな事業者」という。)と乙との間で、乙の所有する公募対象公園施設や権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について甲が同意した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、乙が負担する。
- 3 乙が、第 1 項の規定により原状回復する場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 乙は、原状回復工事の設計業務について、設計の進捗状況や内容を報告し、甲の承諾を受けること。
 - (2) 原状回復の内容については、設計時に甲と乙が協議して決定する。

- (3) 乙は、原状回復工事の設計完了後、現場での工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により甲に提出し、承諾を得ること。
- (4) 乙は、前号の甲の承諾後、原状回復工事に着手することができる。なお、甲が事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、乙に対し、設計内容の修正を求めることができる。
- 4 乙が第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行い、乙に費用を請求することができる。
- 5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。
- 6 乙は、やむを得ない事情により、第1項ただし書きに定める期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の許可を受けなければならない。
- 7 乙は、第1項のただし書きにより、新たな事業者に公募対象公園施設や権利を譲渡する場合、新たな事業者が事業に着手するまでに、文書等にて誠実に引継ぎを行わなければならない。

(自己責任)

- 第62条 乙は、その責任と費用負担により、自ら公募対象公園施設の清掃、維持管理を行うこととする。
- 2 乙が甲の所有する特定公園施設を汚損又は破損した場合、乙はその責任と費用負担により、清掃又は修繕等の必要な措置を講じて原状回復するものとする。
- 3 公募対象公園施設の管理運営に関して、第三者等との必要な協議・調整等は、乙が行うものとする。
- 4 乙は、公募対象公園施設において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるよう十分に配慮するものとする。

第6章 特定公園施設の維持管理

(特定公園施設の管理許可)

- 第63条 乙は、特定公園施設の供用開始日の1カ月前までに、法に基づく特定公園施設の管理に係る許可の申請書を甲に提出し、甲の許可を受けなければならない。
- 2 特定公園施設の維持管理は、第50条から第62条の規定を準用して行うものとする。この場合において、「公募対象公園施設」とあるのは「特定公園施設」に、「設置許可」とあるのは「管理許可」に、それぞれ読み替えて適用するものとし、第57条項は適用しないものとし、管理許可申請書には、次の事項を記載した「特定公園施設維持管理計画書」を添付しなければならない。
- (1) 年間維持管理計画
- ① 維持管理方針
 - ② 樹木、草花等植物育成管理

- ③ 清掃、草刈など美観の保持
- ④ 設備等保守点検
- ⑤ 巡視、点検
- ⑥ 警備、巡回(不法・迷惑行為・苦情要望への対応等)
- ⑦ 安全対策(防火・防犯・防災など)
- ⑧ 駐輪対策
- ⑨ 環境対策(騒音対策など)

(2) 緊急時の体制及び対応

(3) その他、良好な維持管理に関すること

3 甲は、特定公園施設の管理に係る許可申請書及び特定公園施設維持管理計画書を審査し、特定公園施設が法第 5 条第 2 項の要件を満たし、当該許可申請書に記載された事項が法第 5 条第 1 項及び条例第 8 条に定める記載事項に合致し、かつ特定公園施設維持管理計画書の内容が設置等指針の内容に合致する場合、条件を付し、許可を与えることとする。

4 本条の許可の期間は、許可の日から 10 年以内とする。

5 甲は、乙から本条の許可に係る土地の使用料は、徴収しないこととする。

第7章 利便増進施設の設置及び管理

(設置及び管理)

第 64 条 利便増進施設の設置及び管理は、計画にある場合及び計画の変更により定めた場合は、第 14 条から第 29 条、第 54 条の規定を準用して行うものとする。この場合について、「公募対象公園施設」とあるのは「利便増進施設」に、「設置許可」とあるのは「占用許可」に、「設置許可申請書」とあるのは「占用許可申請書」に、「設置許可使用料」とあるのは「占用料」に、「公募対象公園施設管理運営計画書」とあるのは、「利益増進施設管理運営計画書」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。

2 条例の改正等により、甲は第 1 項の占用料の単価を改定することができる。ただし、当該改定の際には、甲は乙の意見を聞く機会を設けるものとする。

3 前項により、占用料の単価を改定する場合、甲は乙に対して書面により通知する。

第8章 不可抗力による損害等

(不可抗力による損害等)

第 65 条 乙は、本協定締結日の後に不可抗力により、本協定又は提案書類で提示された条件に従って本業務を行うことができなくなった場合、若しくは本協定の履行のために費用が増加すると判断した場合、その判断の理由の詳細を書面により直ちに甲に対して通知しなければならない。乙が当該通知を怠った場合、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 甲及び乙は、本協定に基づく義務の履行が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 甲が乙から、第1項の通知を受領した場合、本協定に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに本協定の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。
- 4 前項の協議に関わらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本協定の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲が不可抗力に対応する方法を乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。
- 5 協定期間中の甲及び乙のリスクの分担は別表リスク分担表のとおりとする。なお、本協定のその他の規定及び別表リスク分担表に定めるもの以外のリスクの分担に係る事項については甲及び乙の協議により決定する。
- 6 乙は、いかなる場合においても、甲に対し営業補償、休養補償を請求することができない。
- 7 不可抗力により本協定の全部又は一部が履行不能となった場合又は不可抗力により公共施設への重大な損害が発生した場合、乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、設置等指針に従った対応を行うものとする。上記の場合、設置管理許可使用料の免除等、甲乙にて協議できるものとする。

(不可抗力による協定解除)

- 第66条 不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本協定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、甲は乙と協議の上、本協定の全部又は一部を解除することができる。
- 2 本協定の締結後における不可抗力により、乙が本業務のうち公募対象公園施設の管理運営の継続が困難と判断した場合又は当該業務の履行のために過大な費用を要すると合理的に判断した場合、乙は、甲と協議の上、本協定のうち当該業務に係る部分を解除することができる。この場合、甲は既納の使用料の全部または一部を乙に還付することができる。

(法令等の変更)

- 第67条 乙は、本協定締結日後の法令変更により、本協定、設置等指針又は提案書類に従って本業務を行うことができないと判断した場合若しくは本協定の履行のための費用が増加すると判断した場合、乙は当該判断の理由の詳細を書面により直ちに甲に対して通知しなければならない。乙が当該通知を怠った場合、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 甲及び乙は、本協定に基づく義務の履行が適用法令に違反することとなった場合、当該義務の履行が適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

(法令等の変更による損害等)

第 68 条 甲が乙から、前条第 1 項の通知を受領した場合、本協定に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該法令変更に対応するために速やかに本協定及び設置等指針の変更並びに追加費用の負担について協議しなければならない。

2 前項の協議に関わらず、法令変更の公布日から 120 日以内に本協定及び設置等指針の変更並びに追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲が当該法令変更に対応する方法を乙に通知し、乙はこれに従い本業務を継続する。

3 法令の変更により生じた合理的な増加費用又は損害については、当該増加費用又は損害が公募設置管理制度に直接関係する新たな規制立法の成立又は法令変更による場合には甲が負担し、それ以外の法令変更については乙が負担する。ただし、法令変更を伴わない本事業に関連する甲の政策変更により乙に生じた合理的な増加費用又は損害については、甲が負担する。

4 前項の規定にかかわらず、乙の逸失利益に係る増加費用及び損害については、乙が全て負担する。

(法令等の変更による協定解除)

第 69 条 本協定の締結後における法令変更により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本協定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本協定の全部又は一部を解除することができる。

2 本協定の締結後の法令変更により、乙が公募対象公園施設の管理運営の継続が困難と判断した場合又は当該業務の履行のために過大な費用を要すると合理的に判断した場合、乙は、甲と協議の上、本協定のうち当該業務に係る部分を解除することができる。

第9章 協定期間及び協定の解除

(協定期間)

第 70 条 本協定の有効期間(以下、「事業期間」という。)は、本協定締結日から第 61 条に定める原状回復が完了するまでとする。

2 前項の事業期間の終了日は、次に定める場合、甲が定め、別途乙に通知するものとする。

- (1) 設置許可および管理許可が取り消された場合
- (2) 設置許可及び管理許可を更新しない場合
- (3) 事業を途中で中止する場合

(認定計画の有効期間)

第 71 条 認定計画の認定の有効期間は、第 18 条第 2 項の許可日から 20 年間とする。

(甲による解除権)

第 72 条 甲は、第 56 条第 3 項による事業評価において、事業継続が不可能と判断された場合のほか、設置管理許可又は管理許可を取り消し、又は更新しない場合、若しくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定又は、設置管理許可、管理許可、占用許可の条件若しくはその他関係法令等に違反する行為を行った場合
- (2) 乙が、本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲から必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示が発せられても改善が認められない場合
- (3) 乙による本事業の実施が、乙の都合により、本協定に基づき定めるスケジュールから著しく遅延する等、円滑な本事業の実施が困難と判断される場合
- (4) 第 56 条 3 項による事業評価において、本事業の継続が不可能と判断される場合
- (5) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本事業を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (6) 乙が、支払停止又は支払不能となり、又は破産法に基づく破産手続き、民事再生法に基づく再生手続き、会社更生法に基づく更生手続き、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続き、会社法に基づく特別清算その他の倒産手続き又はこれらに相当する法的手続き若しくは私的整理手続きの申立てを受け、又はこれらの申立てをした場合
- (7) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受け、若しくは公租公課の滞納処分を受けた場合
- (8) 乙が、監督官庁により事業に係る許認可等の取消し又は停止等の処分を受け、若しくは自ら事業を休止若しくは停止した場合
- (9) 乙の役員又は従業員が以下のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるもの
 - イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下に同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - ウ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど触接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

カ 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲から当該契約の解除を求められ、これに従わなかったとき。

ク その他、上記アないしオに準ずるもの

(10) 前各号に定めるほか、合理的な判断により、甲が本事業を中止すべきと判断した場合

2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、甲に対し、甲に納付した使用料の返還、損失補償、損害賠償その他一切の金銭の支払いを求めることはできない。

(乙による協定解除)

第 73 条 甲が本協定、設置許可書、占用許可書又は公募設置等指針に規定される甲の義務に違反し、かかる義務違反により本事業の継続が困難である場合には、甲に対し、直ちに、必要な改善措置を講じるよう、その理由の詳細を書面により通知し、是正指示が発せられても改善が見られない場合には、本協定を解除することができる。

(認定計画の取り消し)

第 74 条 認定計画の取り消しは、第 72 条の規定を準用して行うものとする。この場合において、「本協定解除」とあるのは「認定計画を取り消し」に、読み替えて適用するものとする。

(解除に伴う措置)

第 75 条 甲は、本業務の内容の変更又は一時中止を指示した場合、若しくは、本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、本業務の変更の内容及び理由を公表することができる。

(解除に伴う賠償等)

第 76 条 甲は、乙また構成企業のいずれかが、第 72 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、乙に対し、本事業に係る提案価格の 100 分の 10 に係る金額の違約金を請求することができる。かかる請求を受けたときは、乙は当該請求に係る違約金を速やかに甲に対し支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に実際に生じた損害額が違約金額を超える場合において、その超過分につき、乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

第10章 雑則

(協議)

第77条 甲及び乙は、必要と認められる場合は適宜、本協定に基づく一切の業務に関連する事項について、相手方に対し協議を求めることができる。

(瑕疵担保)

第78条 事業区域内の隠れた瑕疵を発見した場合は、甲及び乙は本基本協定履行のために協議するものとする。

(著作権の使用)

第79条 甲は、設計図書等について、甲の裁量により無償で利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

2 前項の設計図書等が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合における著作権者の権利の帰属については、著作権法の規定するところによる。

3 乙は、甲が当該設計図書を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作権者(甲を除く。以下本条において同じ。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作者名称を表示することなく成果物又は本施設の内容を公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。
- (2) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること
- (3) 本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること
- (4) 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと
- (5) 必要な範囲で、甲又は甲が委託する第三者をして、成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること

4 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 設計図書等を公表すること
- (2) 設計図書等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること
- (3) 成果物及び本事業対象施設に係る著作物の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させること

5 乙は、成果物及び本施設が、第三者の有する著作物を侵害するものではないことを甲に対して保証する。

6 乙は、成果物又は本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対

して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。なお、本項は本協定の終了後も存続するものとする。

(特許権等の使用)

第 80 条 乙は、本協定の履行にあたり、前条のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他の知的財産権(本条において「知的財産権等」という。)を侵害しないこと並びに乙が甲に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを甲に対して保証する。

2 乙が本協定の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は運営担当法人(乙との賃貸借契約のもと借り受ける店舗等)が甲に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、乙は、乙の責に帰すべき事由の有無のいかんにかかわらず、当該侵害に起因して甲又は甲の指定する第三者に直接又は間接に生じた全ての損害及び費用につき、甲又は甲の指定する第三者に対して補償及び賠償し、又はこれらの者が指示する必要な措置を行う。なお、本項は本協定の終了後も存続するものとする。

3 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負うものとする。ただし、その使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを重大な過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りではない。

(協定上の地位の譲渡)

第 81 条 乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位又は本事業について甲との間で締結した契約に基づく契約上の地位及びこれらの協定又は契約に基づく権利義務を第三者に譲渡(信託譲渡を含む)し、又は承継させ、若しくは担保提供その他の処分をしてはならない。

(私権の制限)

第 82 条 乙は本協定に基づく権利並びに許可等の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供することはできない。

2 乙は、乙が所有する公募対象公園施設について抵当権その他の権利を設定し、第三者に譲渡若しくは移転等し、または担保に供することはできない。ただし、第 5 条の 8 に定める権原の取得については、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

3 乙は、事業区域の敷地について、借地権その他のいかなる権利も主張することができない。

4 乙は、事業区域の敷地を構成団体以外の第三者に占有させる等、甲の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある一切の行為をしてはならない。

(秘密保持)

第 83 条 甲及び乙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りでない。

- (1) 甲若しくは乙が、司法手続き若しくは法令等に基づき開示する場合、又は甲若しくは乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資を行う金融機関等に対し本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合
- (2) ①当該情報を知る必要のある甲の職員、乙の従業員等、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある乙の親会社、子会社、関連会社その他の関係会社としてあらかじめ甲との間で合意された会社等又はそれらの従業員等、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、甲、乙と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

- (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
- (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
- (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

3 前 2 項の定めは、甲及び乙による本協定の完全な履行又は本協定の終了にかかわらず、有効に存続する。

(計算単位等)

第 84 条 本協定上の義務の履行に関して甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。

(通知先等)

第 85 条 本協定で規定する書面による通知等については、本協定に記載された代表構成団体の名称、所在地宛になされるものとする。

2 甲及び乙は、通知等の送付先について変更するときは、遅滞なく相手方に対して届け出るものとする。

3 乙は、次の各号に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に通知しなければならない。

- (1) 乙が、本事業の実施に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合
- (2) 乙が、本事業の実施に関し、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被つ

た場合

- (3) 乙又は構成企業の所有する施設が滅失又は毀損した場合
- (4) 事業対象地内の全部又は一部を第三者が占有した場合

(準拠法)

第 86 条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第 87 条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訴・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第 88 条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和●年●月●日

(甲) 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市長 渡辺 芳 邦

(乙) 代表企業
所在地
商号又は名称
代表者名
構成企業
所在地
商号又は名称
代表者名

別表リスク分担表

項目	内容	リスク分担	
		甲	乙
債務不履行	甲が協定内容を不履行	○	
	乙が業務内容及び協定内容を不履行		○
運営費の上昇	乙側の要因による運営費用の増大		○
	甲側の要因による運営費用の増大	○	
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
	税制の変更に伴う運営費用の増大		○
資金調達	必要な資金の確保		○
書類の誤り	甲が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	乙が提案した内容の誤りによるもの		○
住民対応	乙が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○
情報の安全管理	乙の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪の発生等		○
公募指針、認定計画の未達成	甲が要求する要求水準の不適合に関するもの		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
施設の引継ぎ	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
公募対象公園施設の施設、設備物品の損傷	施設等の改修、修繕		○
特定公園施設の施設、設備、物品の損傷	施設等の改修、修繕	○	
損害賠償	施設、機器等の不備による損害		○
	管理上の瑕疵による事故又は乙の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合		○